



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

社会保険制度の今後のあり方について

1. 社会保険の受取額の増加

2022年5月より年金の受給を65才から75才に遅らせれば支給額が84%増額されると国が宣伝しています。これから年金の支給額はどんどん減らされ、働ける人は、75才まで働いてくださいとのお上の要請です。

2. 社会保険に加入していない法人は国金(日本政策金融公庫)の借入れができなくなる

中小零細企業への融資を主業務とする日本政策金融公庫等は、厚生年金など社会保険への加入手続きを融資の条件とする。社会保険に加入すると企業負担が生じるため、従業員の加入手続きを取らない「加入逃れ」をする中小零細企業は多い。加入逃れ防止のために厚生労働省が財務省を通じ公庫に対策を求めています。中小零細企業の中には従業員を社会保険に加入させていないケースがある。厚労省の調査では約42万社(実査の未加入は80万社以上とも)が加入逃れをしていたと推計されている。加入逃れ企業の従業員は保険料を負担しないで済むが、加入逃れ企業への融資は、衆議院厚生労働委員会で指摘されていました。これを受け、厚労省が財務省に対策を要請。財務省と公庫が協議し、社会保険加入を融資条件とすることを決めた。社会保険料を滞納している場合に公的な助成金を受けられないケースはあるが、**融資条件とされるのは極めて珍しい**。厚労省関係者は「中小零細企業に融資する日本政策金融公庫の対応は社会保険の加入逃れの解消に意味がある」と浅はかな期待を寄せる。コロナ禍の時に西村大臣が、酒を提供している店には融資をするなどと言って、3日もたたない内に撤回し謝罪した失態と似ていると思いがちですが。

3. 公共事業の仕事を受けるには社会保険の加入が必須

「建設業」でいまだ社会保険に加入していない事業所は深刻です。以前からこのような社会保険未加入の事業所は強制加入とされる見込みだったからです。国土交通省は「平成29年までの5年計画で建設業で社会保険に加入していない事業所を100%加入させる」という目標を掲げ、同時に「下請け指導ガイドライン」(平成24年11月1日)において、平成29年度以降は社会保険に加入していない事業所に対しては「今後下請け契約をすべきではない」との見解も出しました。

4. 年金の支給は先送り、取立は厳しく

消えた年金記録問題から10年以上が経ちます。当事務所のお客様でも今まで10名以上の方々の年金記録が消えていました。年金をもらえる権利があるにもかかわらず、年金機構は記録はないと、故意に抹消・処分してしまったと主張、強く請求すると記録が出てくる件数・金額は半端ない、当事務所でも最高額は2500万円以上が支給されました。私の両親も当時の年金記録が消され、私が強く主張したら手書きの消されたコピーが出てきて一時金で数百万円、年金額でも百万以上の額が支払われました。言わなければ完全に闇に葬られていたものです。こんな事態の中での**取立のみ厳しく、支給は先送りする**姑息な手段はいかかなものでしょうか?と疑問だらけです。

A もらい始める年齢によって年金額は増減する



[注] 金額は厚生労働省のモデル世帯(夫婦2人分)のうち夫の年金額を対象に計算。本来の受取開始年齢が65歳の人の場合

料金後納郵便 親展

特別催促状が入っていたもの

日本年金機構 Japan Pension Service

年金事務所

大切なお知らせです。今すぐ内容をご確認ください。

TEL. (06) 6821-2401

料金後納郵便 親展

至急開封

最終催告状が入っていたもの

日本年金機構